LATEST INFORMATION

中学校給食費の負担軽減および学校給食費単価の引き上げ

教育総務課　学校教育係　電話：055-981-8221

町では、物価高騰の影響を受けている保護者の支援を目的として、令和８年 10 月１日から中学校の給食費の保護者負担額を１食 330 円から 200 円へ引き下げます。

また、食材料費の高騰に対応するため、小学校・中学校ともに給食費の１食単価を 10 円引き上げ、給食の質の維持・向上を図ります。

なお、財源には国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

１　中学校給食費の保護者負担軽減

⑴　目的：物価高騰の影響を受けている保護者の支援

⑵　軽減内容

項目	改定前	改定後	変更額
中学校保護者負担額（１食）	330 円	200 円	−130 円

⑶　期間：令和８年 10 月分から（令和８年度末まで）

⑷　負担軽減額：約 12,000 円（１食 130 円×約 94～95 回分）

※令和８年 10 月分から令和９年３月分まで

⑸　小学校の給食費の保護者負担額

令和８年４月から、国の「給食費負担軽減交付金」および町の負担により、保護者負担額は０円となっています。

２　学校給食費単価の引き上げ

⑴　目的：食材料費の高騰により、栄養バランスや品数の維持が困難となっているため、単価を 10 円引き上げ、学校給食の質の維持・向上を図ります。

⑵　内容

学校	改定前（１食単価）	改定後（１食単価）	変更額
小学校	325 円	335 円	＋10 円
中学校	395 円	405 円	＋10 円

※小学校保護者負担額：０円、中学校保護者負担額：200 円

⑶　財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

（令和８年第３回定例会　令和８年度一般会計第２回補正予算　議決済）